

記載例 2

経常所得の赤字と譲渡・一時所得の黒字との通算（譲渡所得が黒字の場合）

(設例)	「事業所得・営業等」の「所得金額」	△ 1,000,000 円
	「総合課税の譲渡所得」の「短期」の「差引金額」	1,100,000 円
	「総合課税の譲渡所得」の「長期」の「差引金額」	2,800,000 円

(申告書B第一表)

収入金額等	事業	営業等	㉗																			
	事業	農業	㉘																			
		不動産	㉙																			
		利子	㉚																			
		配当	㉛																			
		給与	㉜																			
	雑	公的年金等	㉝																			
		その他	㉞																			
	総合譲渡	短期	㉟																			
		長期	㊱																			
		一時	㊲																			
	所得金額	事業	営業等	①																		
		事業	農業	②																		
		不動産	③																			
		利子	④																			
		配当	⑤																			
		給与	⑥																			
		雑	⑦																			
		総合譲渡・一時	⑧																			
		合計	⑨																			

(申告書B第二表)

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
短期譲渡		円	円	円
				1,100,000
長期譲渡				2,800,000

(注) 1 「事業・営業等」①の赤字(△1,000,000円)を、まず、「総合譲渡・短期」㉟の黒字(600,000円)と通算し、次に、「総合譲渡・長期」㊱の黒字(2,800,000円)と通算します。

「総合譲渡・短期」㉟及び「総合譲渡・長期」㊱には、通算前の金額をかつこで囲み、上段に通算後の金額を記載します。

2 経常所得(「事業・営業等」①から「雑」⑦までの通算後の金額)の赤字、「総合譲渡・一時」⑧の黒字との通算後が黒字であるから、「合計」⑨には、「総合譲渡・一時」⑧の金額を記載します。